

サイバーセキュリティ戦略本部の運営について

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事概要は、原則として、本部会合終了後公開する。ただし、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

3. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。ただし、本部長が必要と認めるとき、または資料の提出者の同意が得られない場合には、非公開とすることができる。

4. 内閣サイバーセキュリティセンター長は、1の事務について本部を、2及び3の事務について本部長を補佐する。

5. 「情報セキュリティ政策会議」との関係について

「情報セキュリティ政策会議」（平成17年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）が決定した事項及び検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。